平成28年4月28日招集

佐 渡 市

議案第63号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)について)	1
議案第64号	専決処分の承認を求めることについて (佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	3
議案第65号	専決処分の承認を求めることについて(佐渡市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について)	8
議案第66号	平成28年度佐渡市一般会計補正予算 (第1号) について	11
議案第67号	佐渡市教育委員会委員の任命について	議場配布
議案第68号	佐渡市教育委員会委員の任命について	"
議案第69号	佐渡市監査委員の選任について	"
議案第70号	佐渡市監査委員の選任について	"
議案第71号	佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	<i>II</i>
議案第72号	佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	IJ
議案第73号	佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	IJ

議案第63号

専決処分の承認を求めることについて(平成27年度佐渡市一般会計 補正予算(第11号)について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年4月28日 提出 佐渡市長 三浦 基裕

専決第2号

専決処分書

平成27年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

佐渡市長 甲斐 元也

(予算書別紙添付)

議案第64号

専決処分の承認を求めることについて(佐渡市税条例等の一部を改 正する条例の制定について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年4月28日 提出 佐渡市長 三浦 基裕

専決第3号

専決処分書

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

佐渡市長 甲斐 元也

佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例 (平成16年佐渡市条例第63号) の一部を次のように 改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する 医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、

「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に、「提出」を「申告」に改める。

附則第10条の2を次のように改める。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の 1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 5 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号の条例で 定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第1号口に規定する設備について同号の条例で 定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号の条例で 定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第33項第2号口に規定する設備について同号の条例で 定める割合は、2分の1とする。

- 12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号の条例で 定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。 附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第 36項に規定する補助金等」を加える。

(佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐渡市税条例の一部を改正する条例(平成27年佐渡市条例第44号) の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐渡 市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分

- は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新た に取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13 号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下 「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して 課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新た に取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課 する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新た に取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課 する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新た に取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課 する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新た に取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課 する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後 に改修される新法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条 第10項の区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の 固定資産税について適用する。

議案第65号

専決処分の承認を求めることについて(佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年4月28日 提出 佐渡市長 三浦 基裕

専決第4号

専決処分書

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分する。

平成28年3月31日

佐渡市長 甲斐 元也

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例 (平成16年佐渡市条例第65号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「17万円」 を「19万円」に改める。

第24条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険 税については、なお従前の例による。 議案第66号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算(第1号)について (予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

《平成27年度 佐渡市一般会計補正予算(第11号)概要》

1. 補正予算について

- ・地方交付税、地方譲与税等の確定に伴う増額を計上
- ・国から交付決定を受けた地方創生加速化交付金を計上
- ・財政調整基金への積立を計上

2.	予算規模		(単位:千円)
	補正前の額	47, 431, 430	

 補 正 額
 525, 914

 累計予算額
 47, 957, 344

3. **主な財源内訳** (単位:千円)

4. 補正項目 (単位:千円)

〇基金積立金【財務課】

財政調整基金積立 補正額:525,914

《平成28年度 佐渡市一般会計補正予算(第1号)概要》

- 1. 補正予算について
 - ・平成27年12月26日~27日発生の冬季風浪災害に係る災害復旧経費を計上

2.予算規模		(単位:千円)
補正前の額	44, 500, 000	
補正額	<u>57, 500</u>	
累計予算額	44, 557, 500	

3.	財源内訳																							(単位:千円)
	地方交付	税		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2, 102
	国庫支出	金	•	•			•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	45, 598
	市	債			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9, 800

4. 補正項目 (単位:千円)

〇27年災漁港施設災害復旧事業【農林水産課】 補正額:57,500

(事業内容)

·高千漁港(北立島地区)北護岸 L=40.6m	倒壊	51,000 千円
· 亀脇漁港北防波堤 L=10m 上部工滑動		6,500千円